

環境省における環境金融の 裾野拡大に向けた取組

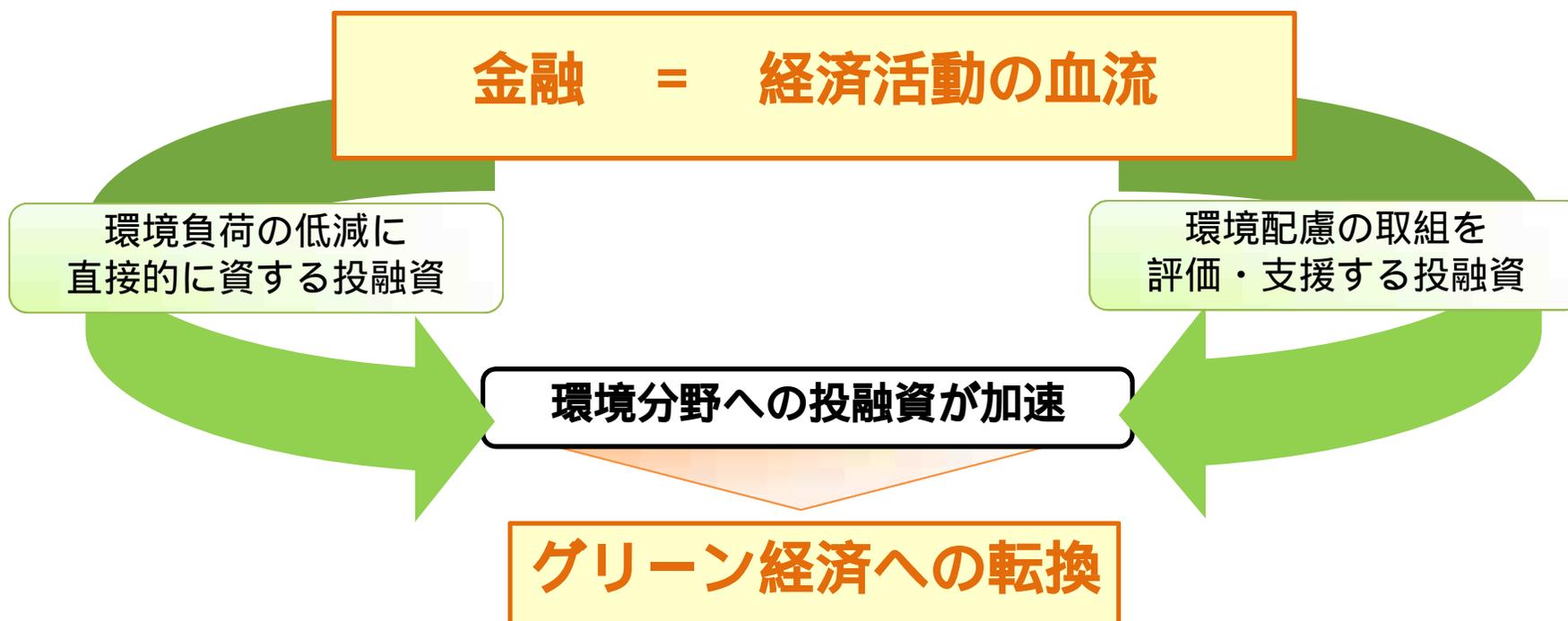
平成25年11月

環境省 総合環境政策局 環境経済課

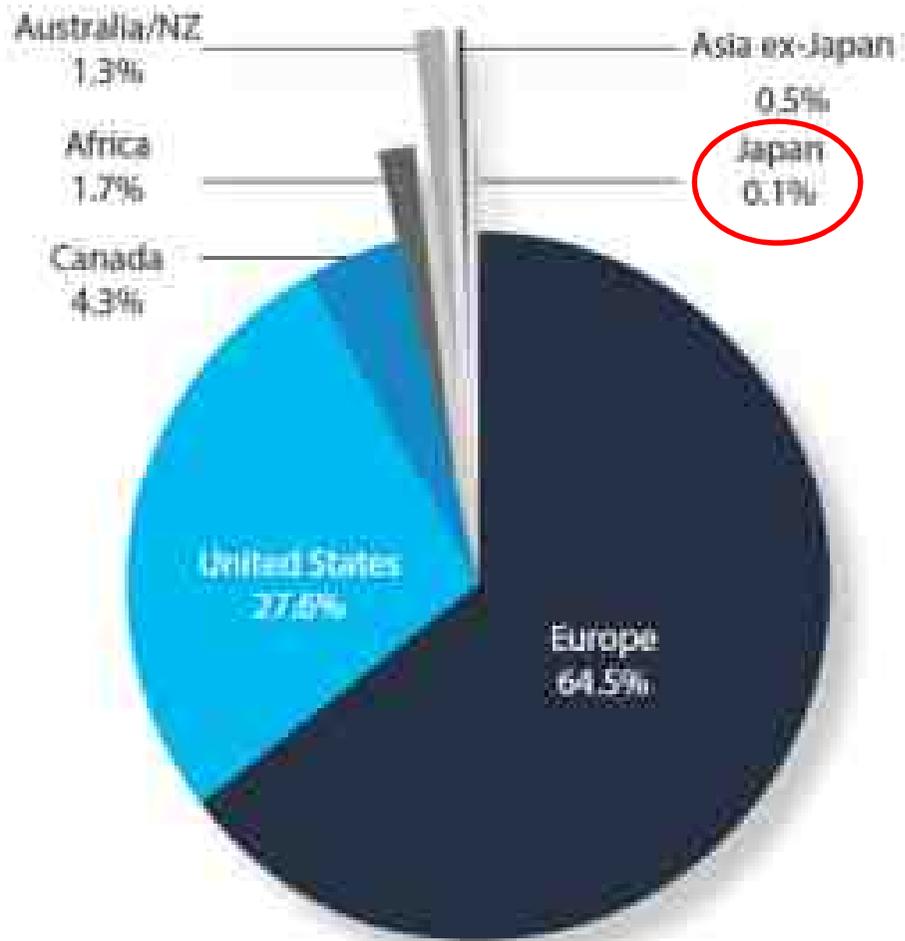
持続可能な社会の形成に向けた金融の役割

グリーン経済への転換を進めるためには、環境分野への資源配分の加速化が不可欠であり、経済の血流である「金融」への期待は大きい。環境に配慮した金融（環境金融）の普及促進を図ることが必要である。

環境金融の2つの 具体的役割	環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資
	企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資



我が国における環境金融の現状（投資）



我が国の社会的責任投資（環境、社会、ガバナンスの観点から企業を評価して投資）の規模は、欧米と比較して非常に少ない

Figure: Global Sustainable Investment by Region
Source: 2012 GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW

巨額の追加投資の必要性

2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠。

「再生可能エネルギー及び省エネルギーの追加投資額として2030年までに135兆円から163兆円の追加投資額を必要とするが、当該投資による回収額は205兆円から241兆円が見込まれる。グリーン成長の実現のため、低炭素投資を促進する施策の実施が重要」（中央環境審議会「2013年以降の対策・施策に関する報告書」平成24年6月）



低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ

平成25年1月、石原環境大臣が発表

- 国の資金支援により、**金融メカニズム**を活用しつつ、**投資促進・市場創出**。
- 低炭素社会創出のための下記4分野へ資金支援。併せて、CO2削減効果を定量化し有効性を発信。

低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ

環境省

補助、出資、融資、
利子補給 など

ファンド形成を支援し、
民間資金を呼び込み

対象分野

建築物の低炭素 リニューアル

耐震・環境不動産形成官民ファンド(24年度補正50億円)(国交省連携事業)
グリーンビルディング普及促進に向けたCO2削減評価基盤整備事業(25年度新規)

低炭素まちづくり

LED街路灯等導入促進事業(24年度補正12億円)
地域低炭素投資促進ファンド(25年度新規)
・地域主導の取組を支援

二国間オフセット・ クレジット制度

アジアの低炭素社会実現のためのJCM支援事業(25年度新規)
二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業(25年度拡充)
・日本の優れた環境技術を海外に展開

低炭素技術の対策強化・ 市場化・研究開発

地球温暖化対策技術開発・実証研究(25年度拡充)
・市場化に向けたブレイクスルーを後押し(海外市場に展開する「次なる技術」を創出)

「**経済再生・地域活性化**」と「**低炭素社会創出**」の同時実現を図るとともに、
温暖化国際交渉で世界をリード

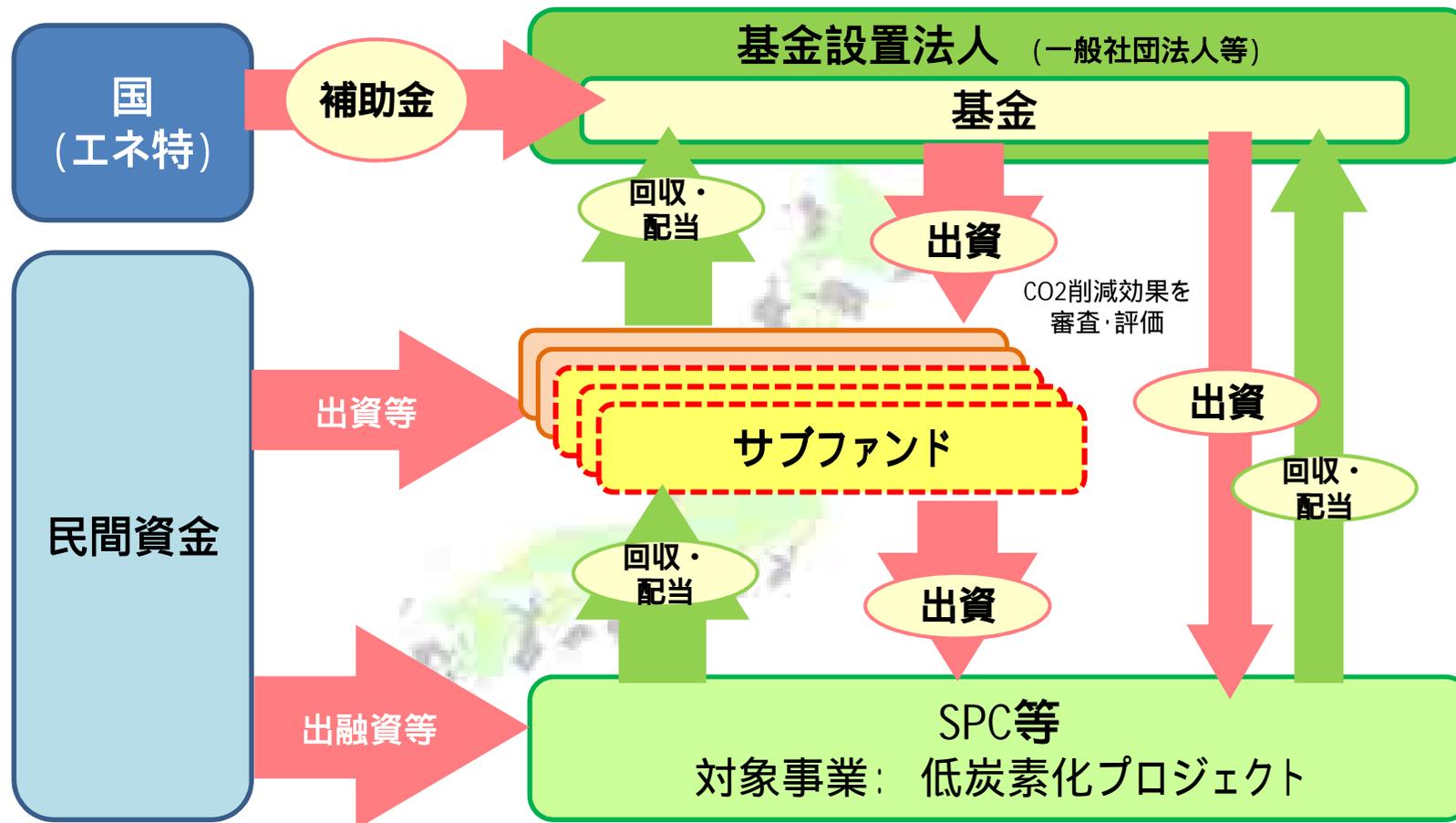
環境金融関連施策の御紹介

- 1 . 地域低炭素投資促進ファンド創設事業
- 2 . 環境金融の拡大に向けた利子補給事業
- 3 . エコリース促進事業
- 4 . 地域における再生可能エネルギー事業への
融資審査の手引き（仮称）
- 5 . 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則

1. 地域低炭素投資促進ファンド創設事業

平成26年度概算要求額
7,000百万円(1,400百万円)
支出予定先: 民間団体等

- 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する基金を造成。特に、地域の「目利き力」を活用して優良なプロジェクトに対する支援を展開するため、地域金融機関等と連携してサブファンドの組成の拡大を図る。
- 民間資金による投資を更に呼び込み、低炭素化プロジェクトへの投資の一層の拡大を図る。



2. 環境金融の拡大に向けた利子補給事業

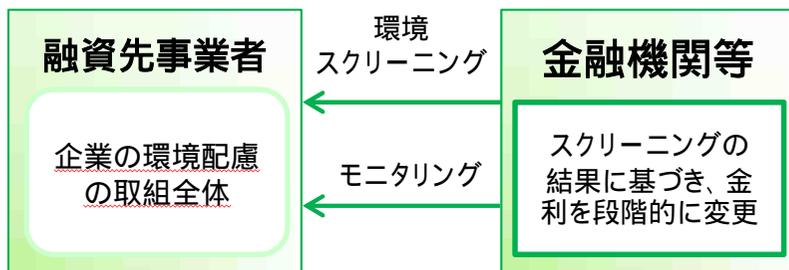
平成26年度概算要求額
1,500百万円(700百万円)
支出予定先:民間団体等

金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図る。

環境配慮型融資促進利子補給事業

コーポレートベース 環境配慮型融資の概要

民間金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。



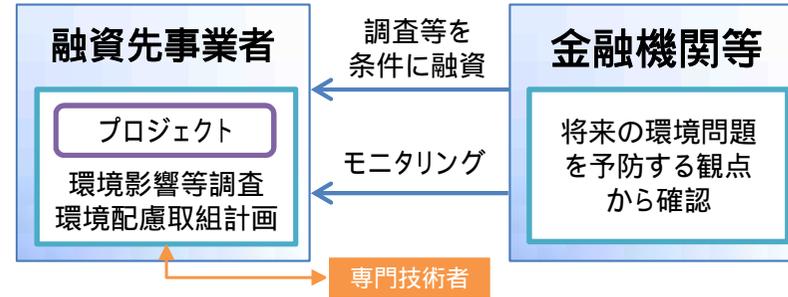
融資対象 地球温暖化対策のための設備投資
利子補給条件 CO2排出量を3カ年内に3% (又は5カ年内に5%)削減
事業者単位 or 事業所単位

利子補給 貸付金利 × 2 / 3 % (1%を限度)
↓
(貸付金利 - 上記年利)の金利優遇

環境リスク調査融資促進利子補給事業

環境リスク調査融資の概要 プロジェクトベース

民間金融機関が、融資先事業者に対し、事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を民間金融機関が行う融資制度。



融資対象 地球温暖化対策のためのプロジェクト
利子補給条件 ・調査や計画の策定、環境配慮の取組の実施
・CO2削減状況のモニタリング

利子補給 年利2%を限度
↓
(貸付金利 - 2%)の金利優遇

環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進

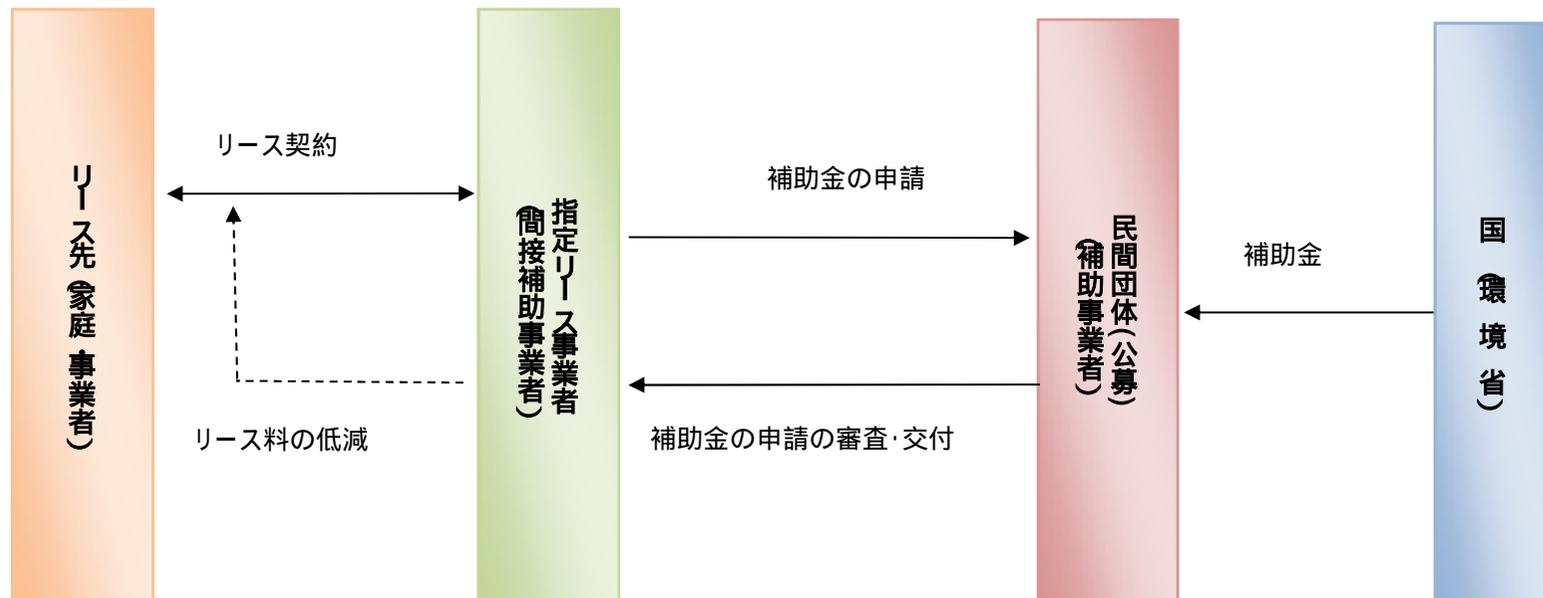
3. 家庭・事業者向けエコリース促進事業

平成26年度要求額
2,300百万円(1,800百万円)

概要

- 導入に際して多額の初期投資費用（頭金）を負担することが困難な家庭及び事業者（中小企業等）について、**頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器の普及を図る。**
- 具体的には、低炭素機器をリースで導入した場合に、**リース総額の3%又は5%（ただし東北3県に係るリース契約は10%）を指定リース事業者に助成**（他に補助制度がある場合にはどちらかを選択。）。
- 対象機器の例
家庭向け：住宅向け太陽光パネル等（家庭用高効率給湯器等低価格製品は対象外。）
事業者向け：高効率ボイラー、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機、太陽光パネル等

スキーム



4. 地域における再生可能エネルギー事業への融資審査の手引き（仮称）

- 太陽光等の再エネ事業の事業化に向けた検討が各地で進み、地域金融機関等の融資のニーズが増加。
- 再エネに関する融資商品の提供等の積極的な取組は、一部の金融機関にとどまっており、また、地域金融機関等においては、再エネ事業に対する融資経験が乏しく、融資の実行まで至らない点が課題の一つ。

- 地域における再エネ事業導入促進のためには、こうした金融機関が積極的に再エネ事業への融資を実施できる環境を整備することが必要。
- 再エネの融資実績が少ない地域金融機関向けに、事業採算性や事業性リスク、リスクへの対応策等を整理し、地域金融機関が適切に事業性を評価できるようなツール「地域における再生可能エネルギー事業への融資審査の手引き（仮称）」を提供する。

4. 地域における再生可能エネルギー事業への融資審査の手引き（仮称）

手引きの構成（イメージ）

手引きの概要

- 本手引きの目的や作成背景
- 事業者が抱えている課題
- 地方金融機関に求められる役割

【基礎編】

- 再生可能エネルギー事業の概要
- FIT等関連制度の概要
- 再生可能エネルギー事業のスキーム例
- 事業規模と発電量

【実践編】

- 技術、必要な設備機器
- 事業主体及びステークホルダー
- 事業実施に必要な法的対応事項
- キャッシュフローの評価
- 再生可能エネルギーの事業リスクの想定
- 事業リスクの低減方法
- 融資チェックリスト

期待される活用方法・成果

- 再エネ特有の事業性リスク、事業採算性を適切に評価。融資審査の際に手引きとして活用することで、融資案件の増加に寄与。
- リスク低減の具体的対応策を提示する等、事業者へのコンサルティングのツールに活用することで、案件のリスク低減・事業性の向上に寄与。
- 地域における案件発掘に活用することで、再エネ事業案件の増加に寄与。



地域金融機関による融資拡大を通じて、地域主導の再生可能エネルギー事業を促進



5. 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則

- ◆ 平成22年6月にとりまとめられた中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」報告書において、環境金融の取組の輪を広げていく仕組みとして提言された
- ◆ 平成22年9月に末吉竹二郎氏（国連環境計画 金融イニシアティブ特別顧問）の呼びかけにより、当初25の金融機関が自主的に参加する起草委員会を創設
- ◆ 平成22年9月から平成23年10月まで、計7回の起草委員会及び計17回の業務別ワーキンググループが開催され、原則やガイドラインについて議論が重ねられた
- ◆ 2011年10月に金融機関自らの取組として「**持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）**」を策定（環境省が事務局）
- ◆ 2011年11月より署名受付を開始し、現在188機関が署名



5. 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則

原則（要旨）

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、事業を通じ最善の取組みを推進する
2. 金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する
3. 地域コミュニティの持続可能性をサポートする
4. 多様なステークホルダーが連携に主体的な役割を担う
5. 環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛ける
6. 取組みの情報を開示する
7. 役職員の意識向上を図る

5. 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則

